

特別養護老人ホームかつぼ園 介護老人福祉施設運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡東山福祉会（以下「事業者」という。）が開設する特別養護老人ホームかつぼ園（以下「施設」という。）が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業者は、施設サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）の一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助（入浴・排泄・食事等）、相談、援助及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	特別養護老人ホームかつぼ園
所在地	長岡市加津保町1695番地2

(入所者の定員)

第4条 入所者の定員は、104名とする。

- 2 事業者は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種、員数および職務内容)

第5条 施設に勤務する職員（以下「職員」という。）、員数及び職務の内容は次のとおり

とする。

(1) 園長 1名(常勤)

職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に新潟県条例で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名以上(嘱託)

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 2名以上(常勤)

利用者及び家族との生活相談、入退所における事務手続き及び処遇に関すること、苦情や相談等に関するを行う。また、関係機関との連絡調整等を行い連携を図る。

(4) 事務職員 1名以上

施設の庶務及び会計事務の業務を行う。

(5) 看護職員 3名以上(常勤)

医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う。

(6) 介護職員 35名以上(常勤・非常勤)

利用者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上(常勤、併設の短期入所生活介護と兼務)

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むことに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 管理栄養士(栄養士) 1名以上(常勤、併設の短期入所生活介護事業所と兼務)

栄養ケア・マネジメント計画の作成等、利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理等を行う。

(9) 計画担当介護支援専門員 2名以上(常勤・非常勤)

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行うとともに、必要に応じて計画の変更を行う。

2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を置くものとする。

第三章 設備

(設備及び備品等)

第6条 施設は法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

第四章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明と同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要・従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その方の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護度認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(入所)

第9条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な方に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は入所定員に達している場合または入所申し込み者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等、正当な理由がある場合を除き、入所契約の締結を拒むことはできない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その方の心身の状況や、生活歴、病歴等の把握に努める。

(退所)

第10条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・計画担当介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況や置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、要介護認定を受けていない入所希望者について、要介護認定の申請が

既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は入所希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期限の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

第五章 利用者に提供する施設サービスの内容及び利用料その他費用の額

(サービスの取り扱い方針)

第12条 施設は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状態に応じて、その処遇を妥当適切に行う。

- 2 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設は、その職員が施設サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業者は、施設サービスを提供するにあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 5 事業者は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(施設サービス計画)

第13条 園長は、計画担当介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）にあたっては、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し理解を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービス計画の目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の担当者（以下、この条において「担当者」という。）を召集して行う会議

をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得る。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、利用者に交付する。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

- 第14条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、または清拭を行う。
 - 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替えを行う。
 - 5 施設は、前各項の他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。
 - 7 施設は、利用者に対し、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

- 第15条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。
- 2 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

- 第16条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むうえで必要な機能の改善または維持のための機能訓練を行う。

(栄養管理)

- 第17条 施設は、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

- 第18条 施設は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができ

るよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(健康管理)

第 19 条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講ずる。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第 20 条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であって入院後概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望など勘案し必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(相談及び援助)

第 21 条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第 22 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、当該利用者またはその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者またはその家族の同意を得て、代わって行うこととする。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用料及びその他の費用)

第 23 条 事業者が、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第 24 条 事業者は、前条第 2 項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を 1 日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 915円(日額)
- (2) 食費 1,755円(日額)
- (3) 教養娯楽費 実費
- (4) 理美容代 実費
- (5) 個人専用の家電製品の電気料金 1品目につき40円(日額)
- (6) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (7) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 2 前項6号に規定するものの具体的内容及び具体的費用に関しては、園長が別に定める。
- 3 事業者は、第1項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にはあらかじめ利用者またはその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第25条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- 2 事業者は、非常災害対策その他緊急を要する場合に備え、防火教育を含む総合訓練を地域、消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全を期するものとする。
- 3 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- 4 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第七章 施設利用にあたっての留意事項

(外出及び外泊)

- 第26条 利用者は、外出または外泊しようとする時はその都度行き先、要件、施設へ帰着する予定日時等を園長に届け出て許可を得なければならない。
- 2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(健康保持)

- 第27条 利用者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届け出)

第28条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに園長に届け出なければならない。

(禁止事項)

第29条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 施設内において政治活動、宗教活動を行うこと。
- (2) 施設内に危険物を持ち込むこと。
- (3) 園長が定めた場所と時間以外で喫煙または飲酒すること。
- (4) 指定された場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- (5) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- (6) その他園長が定めたこと。

(損害賠償)

第30条 利用者が、故意または過失によって施設の設備等に損害を与えたときは、その損害を弁償させまた原状に回復させることができるものとする。

第八章 その他施設の運営に関する重要事項

(協力病院)

第31条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のためにあらかじめ協力病院を定めておく。

(緊急時の対応)

第32条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理及び感染症対策)

第33条 事業者は、職員の清潔及び健康保持状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行うものとする。

2 事業者は、利用者の使用する食器その他の設備、食材及び飲料について、衛生的な管理を行うなど衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適切に行うものとする。

3 事業者は、感染症または食中毒が発生、またはまん延しないように、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 職員に対して、感染症の予防及び食中毒及びまん延防止のための研修会並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するものとする。

(秘密の保持)

第34条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び情報を漏らさない。また、この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 事業者は、前項に定める者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に対する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得るものとする。

(苦情等への対応)

第35条 事業者は、提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じるものとし、その概要を利用者及びその家族に文書により説明するものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情内容を記録しなければならない。
- 3 利用者またはその家族からの苦情に対して市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第36条 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村や利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償をするものとする。

(虐待の防止)

第37条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
- (4) 前3号に定める措置を適切に実施するために担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者等（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを市に通報するものとし調査に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第38条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第39条 事業者は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

(職員の研修)

第40条 職員の資質の向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2 職員の研修を次のとおり実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用時に実施

(2) 継続研修 年3回以上実施

3 事業者は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第41条 事業者は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から事務処理規程及び個人情報に関する文章等管理規程に基づいた年数を保存するものとする。

(地域との連携)

第42条 事業者は、その運営にあたって、地域住民またはボランティア団体との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(掲示)

第43条 事業者は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用者その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設内の見やすい場所に掲示するものと

する。

(その他規程等)

第44条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この運営規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月18日）

1 この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日から施行した「特別養護老人ホームかつぼ園介護老人福祉施設運営規程」は、この全文改正による「特別養護老人ホームかつぼ園介護老人福祉施設運営規程」の施行をもって廃止とする。

附 則（平成23年3月25日）

1 この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日から施行した「特別養護老人ホームかつぼ園介護老人福祉施設運営規程」は、この改正による「特別養護老人ホームかつぼ園介護老人福祉施設運営規程」の施行をもって廃止とする。

附 則（平成26年12月25日）

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日）

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日）

この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成30年6月19日）

この運営規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日）

この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。⁽⁷⁴⁴⁶⁾ただし居住費に係る改正は令和1年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月8日）

この運営規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和５年３月２７日）

この運営規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２５日）

１ この運営規程は、令和６年４月１日から施行する。

ただし居住費に係る改正は令和６年８月１日から施行する。